

運　　宮　　規　　程

(介護予防支援) 居宅介護支援事業所

姫　路　・　勝　原　木　一　ム

指定（介護予防支援）居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やながせ福祉会が開設する、姫路・勝原ホーム（以下「事業者」という）が行う指定（介護予防支援）居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業を行うにあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の（介護予防）居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称

姫路・勝原ホーム

（2）所在地

姫路市勝原区下太田 573

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者： 1名（常勤、主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防支援）居宅介護支援の提供にあたるものとする。

二 介護支援専門員： 1名以上

介護支援専門員は、指定（介護予防支援）居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(祝日及び年末年始12/29～1/3までは除く)

- 二 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

((介護予防支援) 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定(介護予防支援) 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

1 利用者の相談を受ける場所

当事業所内相談室において行う。

2 課題分析の実施

一 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

二 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

三 使用する課題分析票の種類は、アセスメント(居宅サービス計画ガイドライン)方式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。開催場所は、利用者宅その他必要と認められる場所とする。

5 居宅サービス計画の確定

居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況や利用者の解決すべき課題について把握する。月1回以上訪問するものとし、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

7 (介護予防支援) 居宅介護支援の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防支援) 居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。)

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、姫路市・太子町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する（介護予防支援）居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第11条 事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、自ら提供した指定（介護予防支援）居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(契約時の説明等)

第14条 指定（介護予防支援）居宅介護支援事業所は、利用者及び家族に次のことを説明する。

- 1 ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができる。
- 2 当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができる。

(地域ケア会議への参加)

第15条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置づけに基づき、協力するものとする。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第16条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認する。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 居宅サービス計画
- 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団等の排除)

第18条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 隨時（各種研修会に参加）
- 2 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれから秘密を保持するべき旨を、介護支援専門員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年12月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月10日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

変更 第1条

変更前 姫路・勝原ホーム居宅介護支援事業者が行う。

変更後 姫路・勝原ホーム

変更 第3条 名称の変更

変更前 (1) 姫路・勝原ホーム居宅介護支援事業所

変更後 (1) 姫路・勝原ホーム

変更 第4条 職員の人数

変更前 二 介護支援専門員 適正な数

変更後 二 介護支援専門員 6人

変更 第6条

変更前 厚生大臣

変更後 厚生労働大臣

変更 第7条 実施地域

変更前 姫路市、太子町

変更後 姫路市

追加 暴力団等の排除

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

変更 第4条 職員の人数

変更前 二 介護支援専門員 6人

変更後 二 介護支援専門員 9人

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 3月 1日から施行する。

追加 第8条2項 高齢者虐待防止

追加 第9条 地域ケア会議への参加

追加 第10条 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

追加 第11条 記録の整備

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定居宅介護支援事業所

変更後 指定（介護予防支援）居宅介護支援事業所

追加 第2条 運営の方針

追加 利用者の自己選択、自己決定、総合的かつ効率的なサービスの提供、利用
者の意思及び人格の尊重、公平中立

変更 第4条 職員の職種、員数、及び職務内容

変更前 管理者 : 1名

管理者は、所属職員の指導監査、事業運営を総括する。

変更後 管理者 : 1名（常勤、主任介護支援専門員）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。自らも指
定居宅介護支援の提供にあたる。

変更前 介護支援専門員 : 9人

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、心身の状況や置か
れている環境に応じたサービスを利用できるよう種類、内容等の計画
を作成するとともに指定居宅サービス事業者等との連携調整を行う。

変更後 介護支援専門員 : 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

追加 第6条 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

追加 課題分析の実施、居宅サービス計画の確定、サービス実施状況の継続的な
把握及び評価

変更 第7条 実施地域

変更前 姫路市

変更後 姫路市、太子町

追加 第9条 事故発生時の対応

追加 第10条 非常災害対策

追加 第11条 衛生管理等

追加 第12条 苦情処理

追加 第13条 個人情報の保護

追加 第14条 契約時の説明等

変更 地域ケア会議への参加

変更前 第9条

変更後 第15条

変更 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

変更前 第10条

変更後 第16条

変更 記録の整備

変更前 第 11 条

変更後 第 17 条

変更 暴力団の排除

変更前 第 12 条

変更後 第 18 条

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第 13 条

変更後 第 19 条